

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課

医療対策課

検索番号

1 - 13

法令名

医療法

根拠条項

44 - 1

許認可等

医療法人の設立の認可

1 根拠規定

○医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号)

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二に規定する精神障害者社会復帰施設の設置又は同法第五十条の三に規定する精神障害者地域生活援助事業の実施

五 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

六 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

七 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

八 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

3 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務(第六十四条の二において「収益業務」という。)に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

八 解散に関する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十 公告の方法

3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1-13
法令名	医療法	根拠条項	44-1

許認可等 医療法人の設立の認可

1 根拠規定(続き1)

第四十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。第四十六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えなければならない。

○医療法施行規則(昭和二十三年十一月五日 厚生省令第五十号)

第三十条の三十四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除した額)をいう。

第三十条の三十五 法第四十二条第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

- 一 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。
- 二 当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、一以上のものが次に掲げる病床のいずれかを含む病院又は診療所であること及び患者四十人以上の収容施設を有するものであること、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定に基づき救急病院である旨を告示されたものであることその他公益の増進に著しく寄与する事業を営むに足りる施設を有するものであること。
  - イ 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床
  - ロ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床
  - ハ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
  - ニ 精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
  - ホ 治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
  - ヘ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床
  - ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
  - チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
  - リ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

三 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 社会保険診療に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額の概ね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えるものであること。
- ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。
- ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額は、医師、看護婦等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1-13
法令名	医療法	根拠条項	44-1

許認可等 医療法人の設立の認可

1 根拠規定(続き2)

四 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

五 当該医療法人の設立者、役員等(その理事、幹事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。)若しくは社員又はこれらの者の親族等(これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。)に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないものであること。

イ これらの者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 法第四十二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、他の特別医療法人とする。

厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年二月九日 厚生省告示第十五号)

医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。

一 児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業又は児童短期入所事業

二 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを運営する事業

三 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業

四 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業(平成三年九月三十日児発第八百三十二号厚生省児童家庭局長通知「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」による在宅知的障害者デイサービス事業に限る。)

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成十年三月二十七日 厚生省告示第八号)

医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四十二条第二項の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務を次のように定め、平成十年四月一日から適用する。

第一条 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であつて、次の要件に該当するものとする。

一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上業務と認められる程度のものであること。

二 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。

三 経営が投機的に行われるものでないこと。

四 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。

五 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

第二条 収益業務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条の規定による許可を受けて行う医薬品の販売業、同法第三十九条の規定による許可を受けて行う医療用具の販売業その他病院等の業務を行うことにより得られる知見の活用が図られる物品販売業

二 寝具貸与業、おむつ貸与業その他病院等の業務を行うことにより得られる知見の活用が図られる物品貸付業

三 飲食店業(一般飲食店に係るものに限る。)

四 配食サービス業、医業経営相談業その他病院等の業務を行うことにより得られる知見の活用が図られる請負業

五 運送業(患者等の搬送に係るものに限る。)

六 医療に関する情報サービス業

七 出版業(保健、医療又は福祉に関する書籍の出版に限る。)

八 理容業

九 美容業

十 クリーニング業

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法			根拠条項	44 - 1
許認可等	医療法人の設立の認可				
<p>1 根拠法令(続き3)</p> <p>十一 公衆浴場業その他病院等の業務を行うことにより得られる知見の活用が図られる浴場業</p> <p>十二 当該医療法人が所有する遊休資産を活用した駐車場業</p> <p>第三条 前条各号に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれ附随して行われるものを含まないものとする。</p> <p>2 審査基準</p> <p>医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。</p> <p>なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和六一年六月二六日 健政発第四一 号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)</p> <p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 医療法人の資産要件</p> <p>(1) 医療法人の資産要件として、病院又は老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の<math>\frac{1}{10}</math>分の<math>\frac{2}{10}</math>以上の自己資本が必要であるが、「厚生大臣の定める基準」に適合する場合は当該規定を適用しないものであること。</p> <p>(2) 医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第三〇条の三四第一項ただし書に規定された「厚生大臣の定める基準」は、次のとおりであること。</p> <p>医療法人の開設するすべての病院及び老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有していること。ただし、当該医療法人の設立又は合併後、概ね一年を経過するまでの間はこの限りではない。</p> <p>なお、土地又は建物の所有については、病院及び老人保健施設の用に供される土地又は建物の大部分を所有する場合には、残りの一部分を賃借する場合であっても認められること。</p> <p>(8) 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えないこと。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。</p> <p>なお、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法(昭和三十二年法律第二 五号。以下「法」という。)第五四条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。</p> <p>(9) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転益を有していることが望ましいこと。</p> <p>○医療法人設立に関する疑義について(昭和二五年九月二六日 医発第六一五号 各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)</p> <p>医療法人の土地、建物は法人自体の資産であることが望ましいが、賃貸借契約が確実なものであり、相当期間に亘り医療法人の業務の継続に支障を及ぼす虞がないと認められる場合には、その設立を認可して差し支えない。</p> <p>但し、この場合においても、法人の当事者としては一定期間において法人が買取り得るようにする等、なるべく法人自体の財産とするような措置を講ずることが望ましい。</p> <p>○特別医療法人について(平成一〇年七月六日 健政発第八〇二号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)</p> <p>第二 特別医療法人の要件</p> <p>医療法(昭和三十二年法律第二〇五号。以下「法」という。)第四四条又は第五〇条の規定により、医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可を行うにあたり、当該医療法人が、法第四二条第二項に規定する特別医療法人に該当する場合又は特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる要件に該当するか否かについて審査を行うものとする。</p> <p>また、医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第三〇条の三六第一項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法			根拠条項	44 - 1
許認可等	医療法人の設立の認可				
2 審査基準(続き1)					
一 法人の種別について(規則第三〇条の三五第一項第一号)					
財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。					
二 医療施設について(規則第三〇条の三五第一項第二号)					
当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、(一)及び(二)に該当するものであること。					
(一) 次に掲げる病床のいずれかを含む病院又は診療所であること。					
専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれらに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床					
専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床					
救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床					
精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精液患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診断機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床					
治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床					
小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床					
専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床					
専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床					
病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床					
(二) 当該医療法人の開設する病院又は診療所が、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。					
患者四〇人以上の収容施設を有する病院であること。					
救急病院等と定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けている病院であること。					
患者四〇人未満の収容施設を有する病院で次のいずれかに該当するものであること。					
ア 心身に障害のある者に対してもつぱら理学療法又は作業療法を行なうことにより、その動作能力及び社会的適応能力の回復を図り社会復帰を行なわせることを目的とする病院であること。					
イ もつぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行なう病院で患者三〇人以上の収容施設を有するものであること。					
ウ 病院が著しく不足している保健所の所管区域で、かつ、交通事情等が悪いため、他の保健所の所管区域に所在する病院を利用することが困難な区域に所在する病院であること。					
診療所のみを開設する法人の主たる診療所であつて次のいずれかに該当するものであること。					
(注) 主たる診療所とは、当該事業年度における年間の延患者数の最大な診療所とする。					
ア 救急病院等を定める省令第二条の規定に基づき、救急診療所である旨を告示された診療所であつて患者一五人以上の収容施設を有するものであること。					
イ 病院及び診療所が著しく不足している市(区)町村の区域に所在する診療所であること。					
専ら医学的研究を行なう法人が、その研究に附随して行なう医療の施設、低所得者のために医療費の減免を行なう法人の医療施設その他の医療施設で厚生大臣が特に認めたものであること。					
三 法人の業務について(規則第三〇条の三五第一項第三号)					
規則第三〇条の三五第一項第三号イの社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療若しくは助産をいうものであること。					
(一) 健康保険法(大正一一年法律第七〇号)、国民健康保険法(昭和三三年法律第一九二号)、船員保険法(昭和一四年法律第七三号)、国家公務員共済組合法(昭和三三年法律第一二八号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二七年法律第二六六号)第二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)、地方公務員等共済組合法(昭和三七年法律第一五二号)、私立学校教職員共済法(昭和二八年法律第二四五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三八年法律第一六八号)、身体障害者福祉法(昭和二四年法律第二八三号)、母子保健法(昭和三					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法			根拠条項	44 - 1
許認可等	医療法人の設立の認可				
2 審査基準(続き2)					
<p>○年法律第一四一号) 児童福祉法(昭和二年法律第一六四号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一一七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則(昭和三三年厚生省令第五号)第二十七条の六第四項の規定による通知に係る同項の書面の写しにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給される被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。) 更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付</p> <p>(イ) 生活保護法(昭和二五年法律第一四四号)の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産</p> <p>(ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二五年法律第一二三号)、結核予防法(昭和二六年法律第九六号)又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八年法律第一四号)の規定に基づく医療</p> <p>(ハ) 老人保健法(昭和五七年法律第八〇号)の規定に基づく医療(同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によって老人保健施設療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る施設療養又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。)</p>					
四 法令違反等の事実について(規則第三〇条の三五第一項第四号)					
規則第三〇条の三五第一項第四号の要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。					
(一) 法、医師法(昭和二三年法律第二〇一号)等の違反の事実が確認されていないこと。					
(二) 健康保険法等医療保険関係法令等違反の事実が確認されていないこと。					
(三) 法第三〇条の七の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた事実が確認されていないこと。					
五 特別利益の供与について(規則第三〇条の三五第一項第五号)					
規則第三〇条の三五第一項第五号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、次の(一)又は(二)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱うものとする。					
(一) 寄附行為又は定款において、規則第三〇条の三五第一項第五号に規定する者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合					
(二) 当該法人が、規則第三〇条の三五第一項第五号に規定する者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合					
当該法人の所有する土地をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。					
当該法人の他の従業員に比べて有利な条件で、これらの者に金銭を貸付をすること。					
当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。					
これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。					
これらの者から所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から病院等の業務の用に供するとは認められない財産を取得すること。					
これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比べて過大な給与等を支払うこと。					
これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引き受け(当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引き受けを除く。)をすること。					
病院等の業務を、主として、又は不公正な方法によりこれらの者に与えること。					
六 医療法人の組織及び運営について					
医療法人の組織及び運営については、次によるものとする。					
(一) 寄附行為又は定款において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法			根拠条項	44 - 1
許認可等	医療法人の設立の認可				
2 審査基準(続き3)					
当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者					
当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの					
又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの					
当該親族関係を有する役員等及び から までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者					
ア 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人					
イ 当該親族関係を有する役員等及び から までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社					
(ロ) 次に掲げる医療法人の種別に応じ、寄附行為又は定款においてそれぞれ次に掲げる事項が定められているものとする。財団である医療法人					
ア 理事の定数は六人以上、監事の定数は二人以上であること。					
イ 事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の二倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。					
ウ 理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により評議員は理事会の議決によ選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。					
エ 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。					
(7) 重要事項の決定					
次に掲げる事項の決定は、理事会における理事総数(理事現在数)の三分の二以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。					
・ 収支予算(事業計画を含む。)					
・ 収支決算(事業報告を含む。)					
・ 基本財産の処分					
・ 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄					
・ 寄附行為の変更					
・ 解散及び合併					
・ 付帯業務又は収益業務に関する重要な事項					
(8) その他の事項の決定					
上記(ア)に掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数(理事現在数)の過半数の議決を必要とすること。					
オ 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数(評議員現在数)の過半数の議決を必要とすること。					
カ 右記エ及びオの議事の表決を行う場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。					
キ 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。					
社団である医療法人					
ア 理事の定数は六人以上、監事の定数は二人以上であること。					
イ 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。					
ウ 理事会における議事の決定は、オに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数(理事現在数)の過半数の議決を必要とすること。					
エ 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席者員の過半数の議決を必要とすること。					
オ 次に掲げる事項(カにより評議員会などに委任されている事項を除く。)の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、(オ)及び(カ)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数(理事現在数)の三分の二以上の多数による議決を必要とすること。					
(7) 収支予算(事業計画を含む。)					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法			根拠条項	44 - 1
許認可等	医療法人の設立の認可				
2 審査基準(続き4)					
(イ) 収支決算(事業報告を含む。)					
(ロ) 基本財産の処分					
(ハ) 借入金(その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄					
(ニ) 定款の変更					
(ホ) 解散及び合併					
(ヘ) 附帯業務及び収益業務に関する重要な事項					
カ 社員総会のほかに、事業の管理運営に関する事項を審議するための評議員会などの制度が設けられていること。また、右記オの(オ)及び(力)以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については、次によること。					
(7) 構成員の定数は、理事の定数の二倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。					
(イ) 構成員の選任については、右記イに準じて定められていること。					
(ロ) 議事の決定については、原則として構成員総数の過半数の議決を必要とすること。					
キ 右記ウからカまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者と見なすことができるが、他の者を代理人と表決を委任することはできないこと。					
ク 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。					
(エ) 当該医療法人の運営が、法令及び寄附行為又は定款に基づき適正に行われていること。					
(五) 当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。					
第三 収益業務の実施					
一 収益業務の範囲等					
(一) 特別医療法人が行う収益業務については、医療法人は病院等を開設するために設立されるものであること、病院等の開設は安定的に行われる必要があること等に鑑み、その開設する病院等の業務を行うことにより得られる知見の活用又は当該医療法人が所有する遊休資産の活用が図られるものであって、次に掲げる要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、規則第三〇条の三五第一項第三号の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意するものであること。					
一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。					
医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないものであること。					
経営が投機的に行われるものでないこと。					
当該業務を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないものであること。					
当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。					
(二) 告示第二条各号に掲げる収益業務の範囲は、概ねそれぞれ次に掲げるものとすること。					
第一号関係					
薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第二四条の規定による許可を受けて行う医薬品の販売、同法第三九条の規定による許可を受けて行う医療用具の販売、医薬部外品の販売、介護用品の販売、介護機器の販売、保健医療福祉に関する書籍の販売					
第二号関係					
寝具貸付、おむつ貸付、ベット貸付、介護用品貸付、介護機器貸付、医療用具貸付					
第三号関係					
一般飲食店に係るものに限る。					
第四号関係					
配食サービス、医業経営相談(医業経営に係るコンサルタント業務を含む。)診療報酬請求事務、家族等に対する宿泊サービス、医療廃棄物処理、法第一五条の二の規定に基づき委託を受けて行う医療法施行令(昭和三三年政令第三二六号)第四条の六第二号、第五号及び第六号並びに第八号に規定する業務					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法	根拠条項	44 - 1

許認可等	医療法人の設立の認可
------	------------

2 審査基準(続き5)

第五号関係

患者等の搬送に係るものに限る。

第六号関係

医療に関する情報サービス業

第七号関係

保健医療福祉に関する書籍の出版に限る。

第八号関係

理容業

第九号関係

美容業

第一〇号関係

クリーニング業

第一一号関係

公衆浴場業、温泉浴場業、鉱泉浴場業

第一二号関係

当該医療法人が所有する遊休資産を活用した駐車場業

(E) (二)に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

及びにおいて、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、又はの前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、~~又は~~前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

○特別医療法人に係る定款変更等の申請について

(平成一〇年七月六日 指第三九号 各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省健康政策局指導課長通知)

第一 医療施設について(規則第三〇条の三五第一項第二号関係)

局長通知第二の二の(一) から までに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。

一 規則第三〇条の三五第一項第二号イ関係

「専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

(一) 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

(二) 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、右記(一)及び(二)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法	根拠条項	44 - 1

許認可等 医療法人の設立の認可

## 2 審査基準(続き6)

### 二 規則第三〇条の三五第一項第二号ロ関係

「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。

(一) リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

(二) リハビリテーションの診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、右記(一)及び(二)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

### 三 規則第三〇条の三五第一項第二号ハ関係

「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、地域において救急患者の診療を担当する救急告示病院若しくは救急告示診療所、休日夜間急患センター若しくは在宅当番医制を担当する初期救急医療機関、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設又は救命救急センター等のいわゆる第三次救急医療施設に該当する医療機関で、実質的に当該地域の救急医療体制において不可欠な機能を有するものに係る専ら救急診療用として確保される病床をいうものであること。

### 四 規則第三〇条の三五第一項第二号ニ関係

「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる老年痴呆、脳血管性痴呆、初老期痴呆等品質性精神障害の他、精神分裂病様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。

なお、昭和六三年七月五日健医発第七八五号厚生省保健医療局長通知「老人性痴呆疾患治療病棟及び老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患治療病棟の病床及び平成三年六月二六日健医発第八一九号同局長通知「老人性痴呆疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、精神薄弱、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

### 五 規則第三〇条の三五第一項第二号ホ関係

「治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療並びに調査研究に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

### 六 規則第三〇条の三五第一項第二号ヘ関係

「小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であって、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床」とは、小児慢性特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、養護学校等の施設が隣接している等学校教育を受けることのできる病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

### 七 規則第三〇条の三五第一項第二号ト関係

「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室等の体制を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

### 八 規則第三〇条の三五第一項第二号チ関係

「専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関しその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1-13
法令名	医療法			根拠条項	44-1
許認可等	医療法人の設立の認可				

2 審査基準(続き7)

九 規則第三〇条の三五第一項第二号り関係

「病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (一) 病院又は診療所の開放化に関し、地域保健医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づく病院又は診療所の当該機能に係る病床であること。
- (二) 当該病院又は診療所の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが利用できることとされていること。

第二 法人の業務について(規則第三〇条の三五第一項第三号関係)

- 一 その法人の診療報酬の額が「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成六年三月厚生省告示第五四号)の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることとの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。
- 二 その他の診療報酬額について

- 自費患者に対し請求する金額は、次に掲げるもののほか、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。
- (一) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- (二) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性に鑑み、適正、妥当と認められる額
- (三) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

第三 特別利益の供与について(規則第三〇条の三五第一項第五号関係)

- 一 医師等に対する給与について  
医師等に対する給与については、次により取り扱うこととする。ただし、年間の給与支給総額(全ての手当て等の額を含む。)が三、六〇〇万円を超えることはできない。
  - (一) 医療法人の職員のうち、理事長及び常務理事(その親族等が当該医療法人の職員になっている者に限る。)並びにこれらの親族等(以下「同族関係者」という。)

給与月額(賞与、時間外手当、当直手当、扶養手当、通勤手当及び住宅手当を除き、他の全ての手当を含む。)

当該者と最も近い職務内容及び年齢(医師等特別の資格を必要とする職務については、その資格取得後の年数をいう。以下「資格年齢」という。)である非同族関係の職員の給与月額に、次に掲げる資格年齢一年当たりの金額及び役付手当の金額を加算・減算して計算した金額以下であること。比較すべき非同族関係者の職員がいない場合には、近辺の同規模の病院等の給与を参考にして個別に判断すること。

ア 医師又は歯科医師

- (7) 資格年齢一年当たりの金額 一万円
- (4) 役付手当の金額(非同族関係の職員に同一の役付の者がいない場合には、この金額を加算・減算して調整することとなる。以下同じ。)

略

イ 薬剤師

- (7) 資格年齢一年当たりの金額 五千円
- (4) 役付手当の金額

略

ウ 栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師等医療職(俸給表二)が適用される職務に従事している者

資格年齢一年当たりの金額 五千円

エ 看護婦

- (7) 資格年齢一年当たりの金額 五千円
- (4) 役付手当の金額

略

オ 事務局

- (7) 資格年齢一年当たりの金額 五千円
- (4) 役付手当の金額

略

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
法令名	医療法	根拠条項	44 - 1

許認可等 医療法人の設立の認可

2 審査基準(続き8)

賞与

最も近い職務内容及び資格年齢である非同族関係の職員の賞与支給額に給与倍率を乗じて計算して得た金額以下の支給額であること。

時間外手当

最も近い職務内容及び資格年齢である非同族関係の職員の一時間当たりの単価に給与倍率を乗じて計算して得た金額以下の単価であること。

(注) 及び の給与倍率とは、(同族関係者の前記 による給与月額/非同族関係の職員の給与月額)をいうものであること。

当直手当、扶養手当、通勤手当及び住宅手当

非同族関係者の職員と同一の支給基準であること。

(2) 非同族関係の職員

その者の職務内容及び資格年齢に照らして適正な金額であること。

第四 医療法人の組織及び運営について(局長通知第二の六関係)

一 役員等の構成関係

(1) 評議員は、寄附行為又は定款において、役員とする必要はないこと。

(2) 役員を選任については、寄附行為者又はその者と特別な関係にある者と直接関係にあるような者(例えば寄附行為者の親族等で一定の姓を名乗る者又は寄附行為者等が指定する者等)を役員に充てるものである旨が寄附行為又は定款に規定されていないことを要するものであるが、その法人の経営する病院の院長、医師、看護婦、事務長等特定の職にある不特定の者が役員となることを否定するものではないこと。

二 役員会及び評議員会の運営関係

役員会及び評議員会の運営については、あらかじめ通知のあった事項について、書面による出席又は議決は、局長通知第二の六の(一)又は(二)に定める出席又は議決と認めて差し支えないこと。ただし、役員については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適当であると認められないこととなるので留意すること。

第五 定款変更等の具体的手順について

特別医療法人に係る法第四四条又は第五〇条の規定による医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可の申請に当たっては、持分請求権の放棄についての出資社員全員及び役員の同意を経、規則及び局長通知に定める承認要件の充足を行った上で申請を行い都道府県主管部局の審査を受けるとともに、申請に先立ち、適宜、都道府県主管部局(局長通知第四の三に該当する場合にあっては都道府県主管部局及び税務当局)との事前協議を行うよう、申請者に対して指導するものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 13
		根拠条項	44 - 1

法令名	医療法
許認可等	医療法人の設立の認可

3 その他

○医療法施行規則(昭和二十三年十一月五日 厚生省令第五十号)

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 三 出資申込書又は寄附申込書の写し
- 四 設立決議録
- 五 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証書類
- 五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第三十条の三十四第一項に規定する要件に適合していることを証する書類
- 六 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 六の二 法第四十二条第一項第五号又は第六号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 八 設立者の履歴書
- 九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類
- 十 役員の就任承諾書及び履歴書
- 十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 十二 当該医療法人が、法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類
  - イ 第三十条の三十五第一項各号に規定する要件に適合していることを証する書類
  - ロ 法第四十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては当該業務の概要及び運営方法を記載した書類